

産業振興会議資料
令和 5 年 11 月 14 日

第 7 期検討事項（案）について

1 検討事項（案）について

第 6 期では、コロナ禍で生じた様々な状況の変化を見極め、その変化に対応した具体的な施策を講じられるよう、アフターコロナを見据えた各施策の方向性について中長期的な視点から議論を行った。

報告書の中で示された施策の方向性のうち、とりわけ相談支援をはじめとした経営支援の強化と創業支援の強化が課題として提言されており、第 7 期ではこの 2 つの事項について施策の検討を行う。

2 相談支援の強化（第 6 期報告書より抜粋）

これまでの中小企業支援は、経営環境の見通しが立ちやすい状況では、融資や補助金などの金銭面の支援が課題解決に有効だった。しかし、現在のような経営環境が不透明かつ変化が激しい時代においては、中小企業の経営力そのものが問われるため、そもそも何を課題として認識・把握するかという課題設定型の経営相談が益々重要なになっている。このため、今後の方向性として、幅広い相談に応じるための相談員のスキルアップや、商工相談の認知度の向上を図っていくことが重要である。なお、商工相談という名称では何を相談できるところなのかが分かりづらく、事業の名称も含め今後の経営相談のあり方を検討していくことが重要である。

3 創業支援の強化（第 6 期報告書より抜粋）

持続的に発展する産業システムの形成のためには、創業者による新たなビジネスの創出が必要不可欠である。コロナ禍においても、区への創業相談は増加しており、この間の傾向として、相談者には女性や若者、企業をリタイアした方、副業での創業など、様々な背景を持つ創業希望者が増えており、創業に関する裾野が広がっている。また、区内には多数のインキュベーション施設やシェアオフィスがあり、今後はこうした状況も踏まえながら、区内の創業希望者全体に対する支援を充実させ、創業支援施策を強化していくことが重要である。

4 第 7 期の進め方について

以上について、第 7 期において議論し、区の現状や課題の分析、他自治体の施策の把握、事業者へのヒアリング等を通じて、第 7 期報告書において新たな経営支援と創業支援の方針を定め、具体的な施策について提起する。